

平成 22 年 1 月 26 日 開催
調 査

総務教育常任委員会資料

調査事件 9	グループ制の検証と課題について……………	1
調査事件 10	他所管に関する事項について……………	17
	(学校給食センター建設事業について)	

総務課総務グループ・学校教育グループ

調査事件 9 グループ制の検証と課題について

1. グループ制の導入経過等について

グループ制導入以前の組織機構については、平成6年度の新庁舎の移転にあわせて大幅な機構改革を実施したところです。

近年に至り、介護保険などの新たなニーズへの対応に加え、松前町との合併協議が整わなかったことなど、市町村合併・地方分権など地方自治体を取り巻く環境が刻々と変化する中で、将来の職員数減少を見据えた組織・機構の構築が必要不可欠となったことから、効率的かつ柔軟な組織体制を目指し、従来型の縦組織の象徴である「係」の枠を取り払い、課全体を「グループ」単位として一つに束ねることで、組織の横断化を図ることを目的とした現行のグループ制度が平成17年4月1日からスタートしております。

2. 職員数の定員管理適正化計画について

計画期間を平成18年4月2日から平成27年4月1日までの9年間としており、下記のとおり状況となっております。

(単位:人)

区 分	4月1日現在 職 員 数	年 度 中 退職者 (A)	次年度採用 職員数 (B)	差 引 (B) - (A)
H18	92	3	1	▲2
H19	90	4	0	▲4
H20	86	6	2	▲4
H21	82	5	3	▲2
H22	80	1	2	1
H23	81	5	2	▲3
H24	78	3	3	0
H25	78	7	3	▲4
H26	74	5	3	▲2
H27	72			

3. 機構再編（グループ制移行）職員配置の推移等について

グループ制の導入時では、9課1局1室を5課2局とし、3課1室を減じております。

また、平成19年4月1日からは会計管理者の権限に属する事務を処理させるため出納室を設置し、現在に至っています。

<経過等の一覧>

平成17年3月31日現在 課名等及び人数			平成17年4月1日 現在 職員数等		平成22年1月1日 現在 職員数等				
議会事務局	3	→	議会G	3	3	議会G	3	3	
総務課	11	→	総務G	10	15	総務G	8	12	
企画財政課	7		企画G	5		企画G	4		
税務課	7	→	財務G	4	11	財務G	3	9	
			税務G	7		企画G	6		
出納室	2	→					1	1	
産業課	10	→	農林G	3	11	農林G	3	11	
			水産G	4		水産G	4		
			商工G	4		商工G	4		
農業委員会	1	→	農委	1	1	農委	1	1	
保健環境課	12	→	住民G	8	19	住民G	5	17	
町民福祉課	9		福祉G	11		福祉G	12		
建設課	9	→	建設G	6	9	建設G	4	7	
			水道G	3		水道G	3		
教育管理課	5	→	学校G	4	11	学校G	4	7	
社会教育課	4		生涯G	7		生涯G	3		
出 先 機 関 等	吉岡支所	3	→	支所G	3	3	支所G	3	3
	学校給食センター	1	→		1	1		1	1
	学校関係	4	→		4	4		4	4
	福島保育所	6	→		6	6		4	4
	吉岡幼稚園	3	→		3	3		2	2
総合体育館	3								
計	100		計		97			82	

4. 課内グループ制導入のメリット・デメリット

制度	メリット	デメリット
係	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担が明確である。 ・業務専門性が高めやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係ごとのセクト主義に陥りやすい。 ・柔軟な組織の編成が難しい。
グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてグループを設置でき、柔軟な組織編制による業務遂行が期待できる。 ・職員間の業務補完がスムーズにできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目標管理等が不徹底であると、業務の空白が起こる可能性がある。 ・グループ制導入効果を意識していない課では、効果が出ない恐れがある。

5. 検証と課題等について

時代の変化や職員数も年々減少する中で、町民の皆さんからの様々な要求に迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、役場内組織を効率的かつ柔軟な組織体制へ見直した形での「グループ制」に移行しているが、大きくは次のとおり検証されている。

(1) 少人数グループでは、グループ制のメリットが効果として現れにくい点

・グループが少人数で、しかも課としての大きなくくりが無ければ機動性に欠ける部分が出ている。しかし、支所グループや出納グループ、給食グループなど現在の少人数グループは制度上の問題や業務の特殊性などから単独の少人数グループとなっている。業務量の平準化を図るためには、少人数グループの解消が課題である。

(2) 管理職権限が分散されている点

・現機構では、課内に参事が複数いるケースがあり、参事のうちの1人が課長として上級管理職の扱いとなっている。グループにおいて完結する事務は問題ないが、横断事務については指示系統が分散する傾向にある。定員管理計画に基づく職員数の減少に見合った管理職数の設定と配置が課題である。

(3) グループ制の機能が効率的に発揮されていない点

・平成17年度の導入から5年が経過しているが、多人数で一つの業務をこなしていくというグループ制の長所を生かしていない面が散見される。新人職員等が今後増加することもあり、研修・指導体制を強化していく必要がある。

今後は、グループ制の再構築において上記の問題点等を整理し町民の目線で点検しながら、事務を円滑に遂行できる簡素で効率的な体制整備に向けた見直しを図ってまいります。

○福島町課設置条例

平成 17 年 3 月 14 日

条例第 2 号

福島町課設置条例(平成 15 年福島町条例第 18 号)の全部を改正する。

(課の設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条の規定に基づき、福島町に次の課を置く。

総務課、財務課、町民課、産業課、建設課

(事務分掌)

第 2 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 儀式及び表彰等に関する事項 (2) 議会に関する事項
- (3) 公告式及び例規に関する事項 (4) 文書の管理に関する事項
- (5) 行政組織に関する事項 (6) 行政改革の推進に関する事項
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項
- (8) 広報、公聴に関する事項 (9) 交通安全及び防犯に関する事項
- (10) 男女共同参画に関する事項 (11) 公用車の管理に関する事項
- (12) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項
- (13) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項
- (14) 防災及び災害救助に関する事項 (15) 市町村合併に関する事項
- (16) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項
- (17) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項
- (18) 地域情報化の推進に関する事項 (19) 広域行政に関する事項
- (20) 土地利用の連絡調整に関する事項 (21) 統計に関する事項
- (22) 他の所管に属しない事項

財務課

- (1) 税の賦課及び徴収に関する事項 (2) 固定資産の評価に関する事項
- (3) 予算、その他財務に関する事項 (4) 電子計算機の管理に関する事項

町民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項
- (2) 証明に関する事項 (3) 社会保障に関する事項 (4) 福祉事業に関する事項
- (5) 国民年金に関する事項 (6) 介護保険に関する事項
- (7) 保健衛生及び予防に関する事項 (8) 健康相談及び保健指導に関する事項
- (9) 医療対策に関する事項 (10) 環境衛生及び公害防止に関する事項
- (11) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関することを除く。)に関する事項
- (12) 老人保健に関する事項

産業課

- (1) 農林畜産業に関する事項 (2) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項
- (3) 商工業及び労政に関する事 (4) 企業誘致に関する事項
- (5) 観光及び自然公園に関する事項

建設課

- (1) 公共土木施設の工事及び管理に関する事項
- (2) 公共土木施設の災害復旧に関する事項 (3) 土木及び建築事業に関する事項
- (4) 道路行政に関する事項 (5) 都市計画に関する事項
- (6) 町営・町有住宅に関する事項 (7) 水道業務及び管理に関する事項
- (8) 下水道業務及び管理に関する事項

第 3 条 臨時又は特殊な事務については、前条の規定にかかわらず、町長においてその分掌課を定めることができる。

(規則への委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(福島町議会委員会条例の一部改正)

2 福島町議会委員会条例(昭和 62 年福島町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 27 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○福島町事務組織規則

平成 17 年 3 月 14 日

規則第 1 号

福島町事務組織規則(平成 16 年福島町規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 町長の権限に属する事務を処理するため必要な組織等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(機関の設置等)

第 2 条 前条の組織を構成する機関の設置、名称及び所掌事務は、法令または条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時的な事務を処理するために設ける機関については、この限りでない。

(機関の種類)

第 3 条 機関は、本庁、出先機関及び付属機関とする。

2 本庁とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下この条及び次条において「法」という。)第 158 条第 7 項の規定に基づき、福島町課設置条例(平成 17 年福島町条例第 2 号)に規定する課をいう。

3 出先機関とは、法第 155 条第 1 項に規定する支所及び法第 156 条に規定する事業所をいう。

4 付属機関とは、法第 138 条の 4 第 3 項に規定する審査会、審議会、調査会等をいう。

(本庁の内部組織)

第 4 条 福島町課設置条例第 1 条の規定により設置された課に次のグループを置く。

総務課 総務グループ、企画グループ

財務課 税務グループ、財務グループ

町民課 住民グループ、福祉グループ

産業課 農林グループ、水産グループ、商工グループ

建設課 建設グループ、水道グループ

(分掌事務)

第 5 条 総務課の各グループの分掌事務は、次のとおりとする。

総務グループ

- (1) 儀式及び表彰に関すること。(2) 公印の管守に関すること。
- (3) 公文書の收受及び発送に関すること。(4) 保存文書の管理に関すること。
- (5) 議会招集及び議案等に関すること。(6) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 職員の採用・研修・身分・進退に関すること。(8) 市町村職員共済組合に関すること
- (9) 市町村職員退職手当組合に関すること。(10) 防災事務に関すること。
- (11) 行政不服審査及び訴訟に関すること。(12) 情報公開に関すること。
- (13) 職員団体に関すること。(14) 条例、規則、規程等に関すること。
- (15) 公告式に関すること。(16) 行政組織及び事務の総合調整に関すること。
- (17) 管理職会議に関すること。(18) 総務課の庶務に関すること。

- (19) 市町村合併に関する事。 (20) 行政改革に関する事。
- (21) 公有財産に係る総括に関する事。
- (22) 町有財産の取得、処分及び管理に関する事。
- (23) 工事の請負及び物品の入札執行に関する事。
- (24) 工事の請負及び物品購入契約に関する事。 (25) 庁舎の管理に関する事。
- (26) 生活改善センター、生活館等の管理に関する事。
- (27) 庁用備品の管理処分に関する事。 (28) 財産台帳に関する事。
- (29) 広報、公聴活動に関する事。 (30) 広報資料の収集整理及び提供に関する事。
- (31) 町広報誌の発刊に関する事。
- (32) 自衛官募集に関する事。 (33) 北方領土返還運動に関する事。
- (34) 自治組織との連絡調整に関する事。 (35) 町民憲章の推進に関する事。
- (36) 交通安全施策の総合企画及び推進に関する事。
- (37) 交通安全運動の推進に関する事。
- (38) 交通安全推進機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (39) 町民交通傷害保障制度に関する事。
- (40) 青少年の健全育成及び暴力追放に関する事。
- (41) 防犯対策及び苦情処理に関する事。 (42) 男女共同参画に関する事。
- (43) コミュニティ運動の推進に関する事。 (44) 車両の運行計画及び管理に関する事。
- (45) 車庫及び駐車場の管理に関する事。
- (46) その他、他の所掌に属しない事務に関する事。

企画グループ

- (1) 重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事。
- (3) 総合開発計画策定及び調整に関する事。 (4) 広域行政に関する事。
- (5) 土地利用の連絡調整に関する事。 (6) 地域間交流に関する事。
- (7) 町内の主要事項の記録及び保存に関する事。 (8) 国勢調査に関する事。
- (9) 統計調査に関する事。 (10) ホームページに関する事。
- (11) 電子自治体に関する事。 (12) 電子計算処理に関する事。

第6条 財務課の各グループの分掌事務は、次のとおりとする。

税務グループ

- (1) 町税及び道民税の課税資料調査に関する事。
- (2) 町税及び道民税の課税及び徴収に関する事。
- (3) 町税及び道民税の滞納処分に関する事。 (4) 町税の歳入資料に関する事。
- (5) 土地、家屋、償却資産台帳の整備に関する事。
- (6) 国民健康保険税の課税及び徴収に関する事。
- (7) 国民健康保険税の滞納処分に関する事。
- (8) 土地連絡査定図、土地基本図、航空写真図の整備及び保管に関する事。
- (9) 町税の減免に関する事。 (10) 町税に係る諸証明に関する事。
- (11) 納税貯蓄組合に関する事。 (12) 納税奨励及び納税思想の普及に関する事。

財務グループ

- (1) 財政計画及び予算の執行調整に関する事。
- (2) 予算の編成・決算の公表に関する事。(3) 町債に関する事。
- (4) 地方交付税に関する事。(5) 財政状況の公表に関する事。
- (6) 基金等の管理に関する事。

第7条 町民課の各グループの分掌事務は、次のとおりとする。

住民グループ

- (1) 住民グループ全般の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) 住民基本台帳に関する事。(3) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (4) 外国人登録に関する事。(5) 戸籍に関する事。
- (6) 埋火葬許可書の交付に関する事。(7) 人口動態に関する事。
- (8) 犯罪人名簿に関する事。(9) 身分証明に関する事。
- (10) 公的個人認証に関する事。(11) 国民年金に関する事。
- (12) 清掃及びゴミ処理、し尿処理に関する事。
- (13) 防疫対策及び伝染病の処置に関する事。(14) 衛生教育の指導に関する事。
- (15) 狂犬病の予防に関する事。(16) 衛生害虫・カラス等の駆除に関する事。
- (17) 廃棄物の処理に関する事。(18) 火葬場、墓地に関する事。
- (19) 公害の調査及び監視、指導に関する事。
- (20) 公害関連法等に基づく届出の受理に関する事。
- (21) 浄化槽の普及に関する事。
- (22) その他環境衛生対策及び苦情処理に関する事。
- (23) 戦傷病者及び戦没者の遺族援護に関する事。
- (24) 福祉団体に関する事。(25) 母子及び父子福祉に関する事。
- (26) 児童福祉に関する事。(27) 老人福祉に関する事。
- (28) 生活保護に関する事。(29) 民生委員に関する事。
- (30) 災害援護に関する事。(31) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (32) 保育所入所措置等に関する事。

福祉グループ

- (1) 福祉グループ全般の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (2) 障害福祉団体に関する事。(3) 心身障害者援護に関する事。
- (4) 国民健康保険特別会計に関する事。(5) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (6) その他国民健康保険に関する事。(7) 老人保健特別会計に関する事。
- (8) 後期高齢者医療に関する事。(9) 後期高齢者医療特別会計に関する事。
- (10) 介護保険制度に関する事。(11) 介護保険事業特別会計に関する事。
- (12) その他介護保険に関する事。(13) 町民の健康管理に関する事。
- (14) 母子手帳の交付に関する事。(15) 乳幼児等の医療給付に関する事。
- (16) 保健・栄養指導に関する事。(17) 看護職員育成奨学資金に関する事。
- (18) 各種検診事業に関する事。(19) その他保健業務に関する事。
- (20) 健康・福祉計画に関する事。(21) 温泉健康保養センターに関する事。
- (22) 生活支援ハウスに関する事。(23) 地域包括支援センターに関する事。

第8条 産業課の各グループの分掌事務は、次のとおりとする。

農林グループ

- (1) 農畜産業の振興に関する事。 (2) 農産物病虫害防除及び家畜衛生に関する事。
- (3) 農産物の生産計画及び供出の指導監督に関する事。
- (4) 農業用水利に関する事。 (5) 農業構造改善事業の推進に関する事。
- (6) 農業関係団体の指導育成に関する事。
- (7) 林野警防及び森林火災保険に関する事。
- (8) 町有林の管理運営に関する事。 (9) 林業の振興に関する事。
- (10) 林業関係団体の指導育成に関する事。
- (11) 活性化センターの管理運営に関する事。 (12) 林道及び治山に関する事。
- (13) 立木の伐採届の受理等に関する事。 (14) 森林施業計画の認定に関する事。
- (15) 森林整備計画に関する事。 (16) 農林施設の改良計画及び調査に関する事。
- (17) 農林施設の設計、施行に関する事。
- (18) 農道、林道、治山施設の維持補修に関する事。
- (19) 農林施設災害復旧工事に関する事。 (20) その他農林に関する事。

水産グループ

- (1) 水産振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 海難その他の漁業災害の防止に関する事。
- (3) 漁港に関する事。 (4) 海岸に関する事。
- (5) 漁業権に関する事。 (6) 漁業協同組合の指導育成に関する事。
- (7) 漁村環境改善総合センター及びウニ種苗育成センター並びにみなと交流館の管理運営に関する事。
- (8) 漁家経済の安定向上に関する事。 (9) 公有水面の埋め立てに関する事。
- (10) その他水産振興に関する事。 (11) 栽培漁業に関する事。
- (12) 水産資源の保護及び振興に関する事。
- (13) 漁場資源の管理及び開発、調査に関する事。
- (14) 漁業技術の改良普及に関する事。 (15) 漁業構造改善事業に関する事。
- (16) 水産加工業の振興に関する事。

商工グループ

- (1) 商工業の振興に関する事。 (2) 商工団体に関する事。
- (3) 中小企業の金融あつせんに関する事。 (4) 計量検査に関する事。
- (5) 企業誘致に関する事。 (6) 出稼ぎ労働者に関する事。
- (7) 町内企業者の労働力確保に関する事。 (8) 雇用保険の受給に関する事。
- (9) 出稼ぎ援護相談所に関する事。 (10) その他労政に関する事。
- (11) 観光事業の推進に関する事。 (12) 観光協会に関する事。
- (13) 観光イベント等に関する事。 (14) 公園緑地に関する事。
- (15) 青函トンネル記念館に関する事。
- (16) 横綱千代の山・千代の富士記念館に関する事。 (17) 消費生活に関する事。

第 9 条 建設課の各グループの分掌事務は、次のとおりとする。

建設グループ

- (1) 公共土木施設整備計画の企画及び調整に関すること。
- (2) 町道の認定及び変更、廃止に関すること。
- (3) 道路台帳及び河川台帳の整備保管に関すること。
- (4) 道路の占用に関すること。(5) 公営住宅の入退去に関すること。
- (6) 公営住宅の営繕に関すること。
- (7) 公共土木施設の改良計画及び調査に関すること。
- (8) 公共土木施設の設計、施工に関すること。
- (9) 道路、橋梁の維持補修に関すること。
- (10) 公共土木施設災害復旧工事に関すること。
- (11) 土木資材の整備保管に関すること。(12) 都市計画の樹立に関すること。
- (13) 都市計画街路事業に関すること。(14) 都市計画の事務処理に関すること。
- (15) 下水道整備事業に関すること。(16) 建築物の設計、施行に関すること。
- (17) 建築物の設計、審査及び工事の指導検定に関すること。
- (18) 建築資材の調査及び試験に関すること。(19) 公営住宅の建設に関すること。
- (20) その他土木建築行政に関すること。

水道グループ

- (1) 水道事業特別会計の予算編成及び決算に関すること。
- (2) 水道事業会計予算の経理及び支出、収入命令に関すること。
- (3) 水道料金の賦課及び徴収に関すること。
- (4) 水道事業の決定、設計監理及び工事施工に関すること。
- (5) 水道事業の庶務に関すること。

(出先機関の種類及びその所属)

第 10 条 出先機関の種類及びその所属は、次のとおりとする。

(1) **支所**

吉岡支所(総務課)

(2) **事業所**

福島保育所(町民課)

福島町健康づくりセンター(町民課)

福島町火葬場(町民課)

福島町温泉健康保養センター(町民課)

横綱千代の山・千代の富士記念館(産業課)

福島町青函トンネル記念館(産業課)

(支所の分掌事務)

第 11 条 支所の分掌事務は、別に定める。

(事業所の内部組織等)

第 12 条 事業所の分掌事務及び内部組織については、別に定める。

(付属機関の名称等)

第 13 条 法令、条例等の定めるところにより設置された付属機関の名称及び庶務を担当する課は、次のとおりとする。

福島町表彰審議委員会 総務課 ・福島町特別職報酬等審議会 総務課
福島町防災会議 総務課 ・福島町青少年問題協議会 総務課
福島町情報審査会 総務課 ・福島町行政改革推進委員会 総務課
福島町総合開発審議会 総務課 ・まちづくり推進会議委員 総務課
福島町民生委員推薦会 町民課 ・福島町福祉委員会 町民課
福島町地域包括支援センター運営協議会 町民課
福島町介護保険運営協議会 町民課
福島町地域密着型サービス運営委員会 町民課
福島町国民健康保険運営協議会 町民課
福島町地域農政総合対策推進協議会 産業課 ・福島町林業振興協議会 産業課
福島町都市計画審議会 建設課 ・福島町営住宅入居者選考委員会 建設課

(付属機関の組織等)

第 14 条 前条の付属機関の組織及び担当する事務並びに当該付属機関の運営については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 19 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日規則第 3 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日規則第 4 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

※ 議会事務局、会計管理者、支所、教育委員会、給食センター、総合体育館は別規則。

○福島町グループ制事務処理要綱

平成 17 年 3 月 22 日 要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、グループ制による事務の円滑な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 グループとは、本庁の課(局、室を含む。)及び支所における、事務分掌を処理するための組織をいう。

(課長等の責務)

第 3 条 課長等(参事を含む。)は、常に所掌する事務の執行にあたり、グループ内及び各グループ間において臨機応変に対応できるよう執行体制の確保に努めなければならない。

2 総括主査は課長等の命を受け、グループ内の適切な事務執行の確保を図るため、適正な対応を講じなければならない。

(事務分担表の作成)

第 4 条 課長等は、各グループの分掌事務に関し、年度当初において様式 1 の事務分担表を作成し、主担当及び副担当を定め、速やかに課長を經由し町長に報告しなければならない。

2 グループの担任意務の変更は、原則として年度中途においては行なわない。ただし、事務の執行に特別な事情が生ずる場合には、課長等は総務課長と協議し変更することができる。

(業務管理表の作成)

第 5 条 総括主査は、グループ内の事務執行状況を点検し効率的な対応を図るため、年度当初に様式 2 の業務管理表(年次)を作成し、速やかに課長等に報告しなければならない。

2 課長は前項による報告を受け、課内全てのグループの集約を終えた内容について、総務課長に提出しなければならない。

3 グループ内の主担当は、第 1 項に定める業務管理表(年次)に基づき、各々が所掌する業務について様式 3 の業務管理表(月次)を当該月の初めに作成のうえ、課長等に提出しなければならない。

4 課長等は、前項により提出された内容を精査のうえ、その業務の増減や繁閑を考慮しながら、グループ内又はグループを越えた体制の整理に努めるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めのない事項については、別途協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日要綱第 1 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

